

特殊法人等改革推進本部参与会議ヒアリング提出資料

中 小 企 業 金 融 公 庫

平成 1 6 年 1 1 月 4 日

経済産業省中小企業庁

平成17年度予算要求・要望の主な事項等

所管省庁名 経済産業省中小企業庁

(単位:百万円)

特殊法人等名	平成16年度 当初予算額 (増減)	平成17年度 要求・要望額 (増減)	内訳	平成17年度要求・要望の主な事項
中小企業金融公庫	<b>&lt;一般会計等&gt;</b>			
	51,862 ( 5,963)	70,451 (18,589)	13,051 (189)	1. 融資業務 収支差補給金 ( 12,500 12,500 )
			4,000 (3,000)	2. 証券化支援業務 証券化支援業務 (保証型) の円滑な推進のための出資金 ( 1,000 4,000 )
			53,400 (15,400)	3. 信用保険業務 信用保険制度の円滑な運営を図るために必要な出資金 (38,000 53,400) (注) 信用保険業務の予算については、平成16年7月の旧中小企業総合事業団からの移管に伴い中小公庫において計上。
	<b>事業規模</b>			
	[融資業務]			
	1,749,700 ( 150,300)	1,699,700 ( 50,000)		1. 融資業務 特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、融資業務にかかる事業規模は縮減
	[証券化支援業務]			
	150,300 (-)	200,300 (50,000)		2. 証券化支援業務 民間金融機関による中小企業への無担保資金の供給を促進するため事業規模を拡充
	[信用保険業務]			
	19,091,827 ( 9,710,673)	15,525,555 ( 3,566,272)	14,969,000 ( 3,516,500)	1. 中小企業信用保険 中小企業の資金調達円滑化に対応するため、所要の保険引受規模を要求
			66,000 (-)	2. 破綻金融機関等関連特別保険等 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る保険引受を行うもの
			490,555 ( 49,772)	3. 信用保証協会に対する貸付 信用保証協会の保証業務を促進するために必要な資金の貸付けを行うもの
	<b>財政投融资規模</b>			
	1,265,800 ( 35,200)	1,511,000 (245,200)	1,503,000 (240,200)	1. 財政投融资からの借入等 中小企業債券の償還増(537,810 962,330)に対応するもの (参考: 財政投融资からの借入残高見込み) 16年度末 77,963億円 17年度末 76,857億円
			8,000 (4,000)	2. 産業投資特別会計出資金 証券化支援業務 (買取型) の円滑な推進のための出資金 ( 3,000 8,000 ) 経営基盤強化のための出資金 ( 1,000 0 )

## 平成 17 年度中小企業金融公庫の予算要求について

### 基本的考え方

- 1 . 経済財政諮問会議での議論を踏まえ、平成 16 年度末までの不良債権集中処理期間においては、セーフティネット面での対応に万全を期す一方、証券化支援業務の開始等、不動産担保や保証に過度に依存しない融資を推進。
- 2 . 平成 17 年度においては、民間金融機関の機能回復の状況を見つつ、特殊法人整理合理化計画、経済財政諮問会議での議論、昨年末に関係閣僚会議で取りまとめられた「経済活性化のための産業金融機能強化策」等を踏まえ、政策金融手法の見直し、融資条件の適正化等に取り組む。

### 具体的対応

資産価格が下落し、中小企業が担保を提供することが難しくなっている現状にある一方、中小企業金融においては、不動産担保や保証によらない金融手法が十分確立していない。「経済活性化のための産業金融機能強化策」においても、過度の不動産担保や保証への依存から脱却するため、リスクへの対応を多様化することが必要とされている。以上を踏まえ、次のような取組を実施。

- 1 . 不動産担保や保証に過度に依存しない融資の推進
  - ( 1 ) 民間金融機関による中小企業向け無担保融資を促進するため、証券化支援業務を推進。
  - ( 2 ) 中小公庫等の中小企業向け政府系金融機関において、担保や本人保証を免除する制度の導入を推進。
  - ( 3 ) 民間金融機関のみでは対応困難な分野（新規事業展開や再生等）について、協調融資等により積極的に対応。
- 2 . 貸付制度等の適切な見直し
  - ( 1 ) 民間金融機関の回復状況を見つつ、貸付規模を減額。  
( 今年度は前年度比 1 5 0 0 億円減、来年度は更に 5 0 0 億円減 )
  - ( 2 ) 特別貸付制度を整理統合。また、貸付制度毎に存続の必要性を原則毎年度見直し。  
( 貸付制度数： 1 2 年度 2 5 制度 1 6 年度 8 制度 )
  - ( 3 ) 担保や保証に依存しない融資制度の導入にあたっては、リスクに見合った適切な上乗せ金利を設定。
  - ( 4 ) 収支改善の取組として、金利設定の見直しや財投改革に伴う調達コストの改善により、中小公庫の償却前損益は、平成 1 4 年度から黒字化。今後、国からの補給金を出来る限り減らしていく。

### 3．信用保険部門の見直し

- ( 1 ) 特殊法人整理合理化計画に則り、先の通常国会にて中小企業金融公庫法を改正し、旧中小企業総合事業団の信用保険部門を中小公庫に移管。
- ( 2 ) 厳しい金融経済情勢下で積極的な引受を行った結果、信用保険において近年相当額の赤字を計上したが、景気回復による保険金支払の減少、保険料引上げによる増収等により、平成14年度をピークに赤字は減少しつつある。
- ( 3 ) 機械類信用保険については廃止。

### 4．政策評価に関する取り組み

- ( 1 ) リスク管理債権及び引当金について、民間金融機関と同様の基準で開示。
- ( 2 ) 平成14年度から、中小公庫に外部委員で構成する委員会を設置し、政策評価報告書を作成するとともに公表。

( 以 上 )

# 経済活性化のための産業金融機能強化策

現 状

対応の方向

具体的対応

担い手

金融機関が  
中心

担い手の多様化

事業会社による  
資金供給活性化

- ・信託業法改正と連携し、事業会社が営む信託会社の中小企業向け貸出を、信用保証
- ・事業会社の中小企業向け貸出の証券化も、中小公庫が支援

【中小公庫法改正】

手法

融資に  
大きく依存

手法の多様化

債権の証券化、  
出資等の導入促進

- ・金融機関等の中小企業向け貸付債権を証券化支援(買取・保証等)

【中小公庫法改正】

- ・ファンドの投資対象の拡大や融資機能の追加【有限責任組合法改正】

リスクへの  
対応

不動産担保・人的保証への依存

リスクへの  
対応の多様化

担保や人的保証に過度に依存しない金融

- ・在庫担保等の制度整備
- ・売掛債権担保融資保証の普及促進
- ・企業経営者の再起促進制度整備
- ・企業を財務状況で評価する信用リスクデータベースの整備と活用

経済活性化の実現

特に中小企業金融、地域金融で顕著

多様化という切り口

各省庁・日銀連携して早期実現

# 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律について

## 中小企業金融の現状

厳格な貸倒引当金の計上や不良債権処理による自己資本比率の低下等により、民間金融機関のリスクを取る能力が低下



**民間金融機関の  
中小企業向け融資が減少**

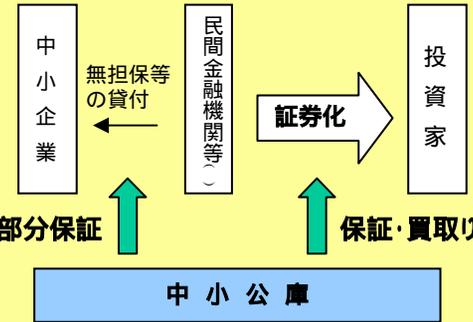
不動産価格の下落により、中小企業の担保による借入余力が低下



**過度に不動産担保や人的保証に  
依存しない融資へのニーズの高まり**

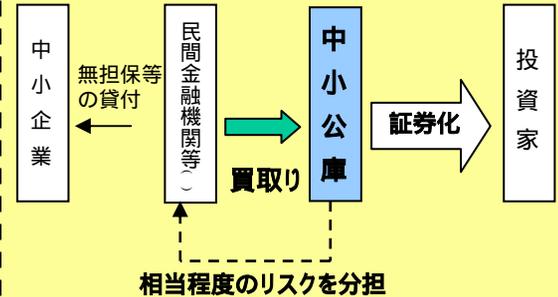
対応：リスクを投資家と分担し、無担保等の融資を拡大等  
～証券化支援業務の追加～

【保証型】



中小公庫が、民間金融機関等の融資に保証を付して証券化支援、資産担保証券の保証・買取りにより資産担保証券市場拡大を支援。

【買取型】



中小公庫が民間金融機関等の貸付債権を買い取って、証券化支援。

( )一定の事業会社を含む。

**民間金融機関等による  
中小企業向けの無担保融資の拡大**

## 特殊法人等整理合理化計画 (関係部分抜粋)

< 中小企業総合事業団 >

…(略)信用保険事業は、中小企業金融公庫の業務を承継する法人に移管する

## 対応

中小企業総合事業団の信用保険事業を中小企業金融公庫に移管  
(事業団廃止法において、政府は平成16年3月31日までに移管措置を講ずるものとされている)



これにより、特殊法人等改革を推進

## 中小企業金融公庫の貸付規模及び収支状況の推移

〔貸付規模〕

(単位:億円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
1 貸付規模(当初計画)	28,525	28,525	20,553	19,244	23,444	25,444	25,444	20,071	19,000	19,000	17,497	16,997
2 期末貸付金残高	88,935	77,894	72,488	72,156	74,970	76,274	76,192	75,713	75,595	75,940		

〔収支状況〕

(単位:億円,%)

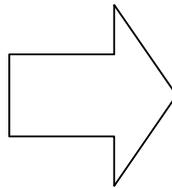
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
1 貸付金利息	(5.21) 4,655	(4.83) 3,910	(4.15) 3,063	(3.73) 2,620	(3.25) 2,368	(2.91) 2,181	(2.63) 1,986	(2.38) 1,786	(2.18) 1,631	(1.94) 1,463
2 資金原価	(5.17) 4,623	(4.95) 4,011	(4.36) 3,215	(3.93) 2,761	(3.37) 2,452	(2.93) 2,201	(2.53) 1,906	(2.08) 1,566	(1.69) 1,267	(1.39) 1,048
3 (粗利益率) 粗利益	(0.04) 32	(-0.12) -101	(-0.21) -152	(-0.20) -141	(-0.12) -84	(-0.02) -20	(0.10) 80	(0.30) 220	(0.49) 364	(0.55) 415
4 経費等	(0.40) 354	(0.48) 389	(0.49) 362	(0.46) 328	(0.48) 333	(0.43) 319	(0.40) 298	(0.37) 273	(0.36) 268	(0.35) 265
5 償却前期間損益	(-0.36) -322	(-0.60) -490	(-0.70) -514	(-0.66) -469	(-0.58) -417	(-0.45) -339	(-0.30) -218	(-0.07) -53	(0.13) 96	(0.20) 150
6 貸付金償却	(0.02) 20	(0.18) 146	(0.06) 44	(0.07) 51	(0.23) 165	(0.30) 228	(0.43) 327	(0.63) 471	(0.67) 503	(0.77) 580
7 期間損益	(-0.38) -342	(-0.78) -636	(-0.76) -558	(-0.73) -520	(-0.81) -582	(-0.75) -567	(-0.73) -545	(-0.70) -524	(-0.54) -407	(-0.57) -430
8 補給金受入額	281	968	392	439	641	547	605	547	388	450
(当初)	(148)	(228)	(228)	(228)	(235)	(235)	(235)	(222)	(197)	(197)
(補正)	(133)	(740)	(164)	(211)	(238+168)	(312)	(370)	(325)	(191)	(253)

(注) 1から7の( )内は、貸付金純平残に対する百分率。

## 貸付制度の見直し状況【中小公庫】

<平成12年度>  
貸付数 25制度

制度名
成長新事業育成特別融資
新事業・技術振興貸付
地域中小企業活性化貸付
中小企業経営革新等支援貸付
商業近代化等貸付
特定農産加工資金貸付
水産加工業特別貸付
下請中小企業対策貸付
地域産業振興貸付
中山間地域活性化資金貸付
中小企業国際経済調整対策等特別貸付
社会・産業安全施設等整備貸付
中小企業労働環境整備貸付
情報基盤整備貸付
エネルギー有効利用促進貸付
環境対策貸付
中小企業経営支援貸付
中小企業運転資金円滑化特別貸付
金融環境変化対応特別貸付
中小企業倒産対策貸付
中小企業事業展開支援特別貸付
海外経済環境変化対応特別貸付
返済資金緊急特別貸付
災害復旧貸付
先端産業育成特別融資



<平成16年度>  
貸付数 8制度

制度名
新企業育成貸付
経営革新等支援貸付
地域企業支援貸付
環境対策貸付
セーフティネット貸付
返済資金緊急特別貸付
災害復旧貸付
企業再生貸付

## 中小企業金融公庫の保険引受規模及び収支状況の推移

(引受規模)

(単位:億円)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
1	引受規模(当初予算)	159,870	161,000	182,078	160,115	168,385	259,678	231,893	195,003	209,546	279,085	184,855	149,690
2	保険引受残高	330,450	352,198	370,089	380,624	506,294	521,238	549,851	373,451	337,008	313,313		

(注)平成12年度以前は、保険引受額の合計額を引受残高としていたが、平成13年度以降は、中小企業者が金融機関に返済した額を控除した実際残高を引受残高としている。

(収支状況)

(単位:億円)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
1	保 険 料	1,037	1,081	1,085	1,085	1,356	1,395	1,333	1,285	1,184	1,360
2	回 収 金	946	1,083	1,234	1,304	1,454	1,672	1,802	1,947	2,121	2,245
3	保 険 金	2,443	2,661	2,783	3,193	4,693	5,161	7,639	9,028	9,353	7,930
4	保 険 収 支 ( A )	459	498	464	804	1,883	2,093	4,504	5,796	6,048	4,324
5	その他の収支( B )	415	207	473	254	154	56	8	3	55	79
6	計 ( C ) = ( A + B )	44	291	10	550	1,730	2,037	4,512	5,793	6,103	4,404
7	決 算 整 理 ( D )	44	291	10	550	1,730	172	214	160	21	306
8	損 益 ( E ) = ( C + D )	-	-	-	-	-	1,866	4,726	5,954	6,083	4,098
9	政 府 出 資 金	341	1,145	195	277	3,298	3,365	5,987	1,698	4,037	972
	( 当 初 )	195	195	195	195	113	175	181	261	289	380
	( 補 正 )	146	950	-	82	3,185	3,190	5,806	1,437	3,748	592
10	保 険 準 備 基 金 ( 損 益 処 理 後 )	3,307	3,642	3,742	3,924	7,223	8,747	10,009	5,754	3,713	592
11	融 資 基 金 ( 損 益 処 理 後 )	6,477	7,287	7,382	7,477	7,477	7,477	7,477	7,477	7,473	7,468